

○文部科学省令第 号

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律(令和七年法律第六十八号)の施行に伴い、並びに公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(昭和四十六年法律第七十七号)第八条第四項並びに教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)第十三条第二項及び第二十四条第一項の規定に基づき、並びに公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正するため、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法施行規則及び教育公務員特例法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和 年 月 日

文部科学大臣 阿部 俊子

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法施行規則及び教育公務員特例法施行規則の一部を改正する省令

(公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法施行規則の一部改正)

第一条 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法施行規則(令和二年文部科学省令第二十六号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げ

る規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

<p style="text-align: center;">改 正 後</p>	<p style="text-align: center;">(対象期間を含む期間等)</p> <p>第一条 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(以下この項、<u>第六条第一項及び第七条</u>において「法」という。)</p> <p>第五条第一項及び第二項の規定により読み替えて適用する地方公務員法第五十八条第三項の規定により読み替えて適用する労働基準法(以下「<u>読替え後の労働基準法</u>」という。)</p> <p>第三十二条の四第一項第二号の対象期間(以下単に「対象期間」という。)を定めるに当たっては、当該対象期間には、<u>読替え後の労働基準法第三十二条の四の規定により労働させる教育職員(法第二条第二項に規定する教育職員をいう。以下同じ。)</u>の所属する学校を設置する市(特別区を含む。)町村又は都道府県の教育委員会が学校教育法施行令(昭和二十八年政令第三百四十号)第二十九条第一項の規定により定める学校の夏季、冬季、学年末、農繁期等における休業日等の期間(次項において「長期休業期間等」という。)を含めるものとする。</p> <p>2 「略」</p> <p style="text-align: center;">(法第八条第四項の規定による公表)</p> <p>第七条 法第八条第四項の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとし、<u>同条第二項第一号に掲げる</u>目標の達成状況を含むものとする。</p>
<p style="text-align: center;">改 正 前</p>	<p style="text-align: center;">(対象期間を含む期間等)</p> <p>第一条 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(以下この項及び<u>第六条第一項</u>において「法」という。)</p> <p>第五条の規定により読み替えて適用する地方公務員法第五十八条第三項の規定により読み替えて適用する労働基準法(以下「<u>読替え後の労働基準法</u>」という。)</p> <p>第三十二条の四第一項第二号の対象期間(以下単に「対象期間」という。)を定めるに当たっては、当該対象期間には、<u>読替え後の労働基準法第三十二条の四の規定により労働させる教育職員(法第二条第二項に規定する教育職員をいう。以下同じ。)</u>の所属する学校を設置する市(特別区を含む。)町村又は都道府県の教育委員会が学校教育法施行令(昭和二十八年政令第三百四十号)第二十九条第一項の規定により定める学校の夏季、冬季、学年末、農繁期等における休業日等の期間(次項において「長期休業期間等」という。)を含めるものとする。</p> <p>2 「同上」</p> <p style="text-align: center;">「条を加える。」</p>

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（教育公務員特例法施行規則の一部改正）

第二条 教育公務員特例法施行規則（令和四年文部科学省令第二十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

<p style="text-align: center;">改 正 後</p>	<p style="text-align: center;">(法第十三条第二項の文部科学省令で定める基準)</p> <p>第一条 教育公務員特例法(以下「法」という。)第十三条第二項の文部科学省令で定める基準は、次の各号に掲げる校務の種類とする。</p> <p>一 学級(小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校の学級に限り、特別支援学級を除く。)を担任する業務</p> <p>二 前号に掲げるもの以外の校務</p> <p>第一条の二 法第二十二條の四第二項第六号に規定する研修の実施に關し必要な事項として文部科学省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 四 「略」</p>
<p style="text-align: center;">改 正 前</p>	<p>「条を加える。」</p> <p>第一条 教育公務員特例法(以下「法」という。)第二十二條の四第二項第六号に規定する研修の実施に關し必要な事項として文部科学省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 四 「略」</p>

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

第三条 教育公務員特例法施行規則の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>第一条の二 法第二十二條の四第二項第六号に規定する研修の実施に關し必要な事項として文部科学省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 公立の小学校等（法第十二條第一項に規定する小学校等をいう。以下同じ。）の校長及び教員（法第二十一條第二項に規定する校長及び教員をいう。以下同じ。）の研修実施者（法第二十條第一項に規定する研修実施者をいう。第四号及び第三條の二において同じ。）と当該校長及び教員の研修に協力する大学その他の關係機關との連携に關する事項</p> <p>二 四 「略」</p> <p>（法第二十四條第一項の文部科学省令で定める者）</p> <p>第三條の二 法第二十四條第一項に規定する公立の小学校等における教育に關し相當の経験を有する者として文部科学省令で定めるものは、教育活動その他の学校運営の円滑かつ効果的な実施において中核的な役割を果たす上で必要な経験を有する者として研修実施者が定める者とする。</p>	<p>第一条の二 法第二十二條の四第二項第六号に規定する研修の実施に關し必要な事項として文部科学省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 公立の小学校等（法第十二條第一項に規定する小学校等をいう。以下同じ。）の校長及び教員（法第二十一條第二項に規定する校長及び教員をいう。以下同じ。）の研修実施者（法第二十條第一項に規定する研修実施者をいう。第四号において同じ。）と当該校長及び教員の研修に協力する大学その他の關係機關との連携に關する事項</p> <p>二 四 「同上」</p> <p>「条を加える。」</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

附 則

この省令は、令和八年四月一日から施行する。ただし、第一条中公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法施行規則第一条の改正規定及び第二条の規定は、令和八年一月一日から施行する。